

千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱

平成15年 9月 1日告示第 95号
改正 平成16年 5月31日告示第 63号
平成16年10月28日告示第110号
平成18年 3月30日告示第 22号
平成22年 3月30日告示第 13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、千曲市コミュニティ振興対策推進要綱（平成15年千曲市告示第94号）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成15年千曲市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。ただし、財団法人自治総合センター又は財団法人長野県市町村振興協会のコミュニティ助成事業の採択を受けた場合の補助金の額は、その決定額とする。

(手づくり広場設置基準等)

第3条 別表2に掲げる手づくり広場とは、区（地域）が用地を用意し、建設計画から造成工事一切行うもので、面積はおおよそ400平方メートル以上であることとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請は、コミュニティ振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要があると認める書類を添えて提出するものとする。

(実績報告及び補助金交付請求書)

第5条 規則第15条に規定する実績報告書及び規則第17条第2項に規定する補助金交付の請求書は、事業完了後速やかにコミュニティ振興対策事業実績報告書（様式第2号）及びコミュニティ振興対策事業補助金交付請求書（様式第3号）により行うものとする。

(重複受給の禁止)

第6条 この補助金は、他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の更埴市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱（昭和56年更埴市告示第34号）、コミュニティ集会施設整備事業補助金交付要綱（昭和60年戸倉町告示第17号）又はコミュニティ振興事業補助金交付要綱（昭和59年上山田町告示第26号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年 5月31日告示第 63号）
 この要綱は、平成16年 5月31日から施行する。
 附 則（平成16年10月28日告示第110号）
 この要綱は、平成16年10月28日から施行する。
 附 則（平成18年 3月30日告示第 22号）
 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
 附 則（平成22年 3月30日告示第 13号）
 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

コミュニティ組織が行う事業

事業の種類	経 費	補助率等
1 コミュニティ 計画策定事業	コミュニティ計画の策定事業に要する経費	20万円以内
2 コミュニティ 施設整備事業	1 コミュニティ組織が1によるコミュニティ計画に基づいて行う、次に掲げる事業に要する経費。ただし、用地費及び補償費を除く。 (1)交通関係施設整備事業 (2)環境保全施設整備事業 (3)文化施設整備事業 (4)社会福祉施設整備事業 (5)スポーツ・レクリエーション施設整備事業 (6)その他市長が認める事業	2分の1以内。ただし、500万円を限度とする。
3 コミュニティ 活動育成事業	1 コミュニティ計画に基づいて行う創出型活動事業に要する経費とし、5年を限度とする。ただし、特に市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	2分の1以内。ただし、年額100万円を限度とする。

別表第2（第2条、第3条関係）

区（自治会）が行う事業

事業の種類	経費	補助率等
1 手づくり広場 建設整備事業	1 手づくり広場の建設改修に必要な経費。 ただし、用地費及び補償費を除く。 2 他の施設と隣接して設置する場合は、 その区域を明確に区分すること。 3 同一施設について既に補助金の交付を 受けている場合は、その交付を受けた日 から2年を経過したものに限る。	2分の1以内。ただし、100 万円を限度とする。
2 集会施設整備 事業	1 集会施設を新築・改築等に必要な 経費。ただし、用地費・造成費及び補償 費は除く。 2 同一施設について既に補助金の交付を 受けている場合は、その交付を受けた日 から5年を経過したものに限る。	2分の1以内。ただし、 1,000万円を限度とする。
3 児童遊具等整 備事業	1 遊び場に設置する児童遊具その他の設 備の新設・修理・撤去に必要な経費 2 同一遊び場において既に補助金の交付 を受けている場合は、その交付を受けた 日から2年を経過したものに限る。	児童遊具は3分の2以内、 児童遊具以外の設備は2分 の1以内。ただし、100万 円を限度とする。
4 子育て支援広 場・集会所等用 地賃貸借事業	1 地区内に都市公園や運動広場、児童の 遊び場が著しく不足している地域で、児 童の遊び場を兼ねた広場用地を確保す るための経費（賃貸借に限る。）につい て、市長が認める範囲内でその賃借料につ いて補助する。 2 集会所等の用地を確保するための経費 （賃貸借に限る。）について市長が認める 範囲内でその賃貸借料について補助する。	固定資産税額・都市計画 税額及び固定資産税額・ 都市計画税額を超えた額 の2分の1以内
5 緑化推進事業	1 緑化推進事業に必要な経費のうち、苗 木・支柱等購入に要する経費 2 同一場所において、既に補助金を受け ている場合は、その交付を受けた日から 5年を経過したものに限る。	3分の2以内。ただし、年 額10万円を限度とする。
6 自衛消防器具 施設整備事業	1 自衛消防活動のため配備する器具・備 品の購入・修理に必要な経費 2 自衛消防器具を保管するための施設を 新築・改築するために必要な経費 3 同一場所において、既に補助金を受け ている場合は、その交付を受けた日から 5年を経過したものに限る。	3分の2以内。ただし、100 万円を限度とする。
7 掲示板等設置 事業	1 地域のコミュニティ活動のために設置 する掲示板・看板（案内・啓発・観光）等 の経費。ただし、用地費及び補償費を除く。	2分の1以内。ただし、一 箇所10万円を限度とす る。
8 コミュニティ 助成事業	1 (財)自治総合センター又は(財)長野県 市町村振興協会のコミュニティ助成事業 の採択を受けた事業	(財)自治総合センター又 は(財)長野県市町村振興 協会の助成決定額
9 ふるさと寄付 金活用事業	1 コミュニティ振興事業に必要な経費	ふるさと千曲市応援寄付 金により寄付のあった額